

目 次

ページ

議案甲第20号	多久市特定個人情報保護条例及び多久市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案甲第21号	押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例……	3
議案甲第22号	多久市税条例の一部を改正する条例……………	6
議案甲第23号	多久市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例……………	8
議案甲第24号	多久市同和地区住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例……………	12
議案甲第25号	佐賀中部広域連合規約の変更について……………	13
議案甲第26号	多久市過疎地域持続的発展計画について……………	16
議案乙第27号	令和2年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	17
議案乙第28号	令和2年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算の認定について……………	18
議案乙第29号	令和2年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	19
議案乙第30号	令和2年度多久市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	20

議案乙第 3 1 号	令和 2 年度多久市農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	2 1
議案乙第 3 2 号	令和 2 年度多久市宅地造成事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	2 2
議案乙第 3 3 号	令和 2 年度多久市国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	2 3
議案乙第 3 4 号	令和 2 年度多久市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	2 4
議案乙第 3 5 号	令和 2 年度多久市病院事業会計決算の認定 について……………	2 5
議案乙第 3 6 号	専決処分の承認について（令和 3 年度多久市一般 会計補正予算（第 4 号））……………	2 6
議案乙第 3 7 号	専決処分の承認について（令和 3 年度多久市一般 会計補正予算（第 5 号））……………	2 8
議案乙第 3 8 号	令和 3 年度多久市一般会計補正予算（第 6 号）……………	別冊
議案乙第 3 9 号	令和 3 年度多久市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案乙第 4 0 号	令和 3 年度多久市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 1 号）……………	別冊

議案乙第 4 1 号 令和 3 年度多久市病院事業会計補正予算（第 2 号）…別冊

報告第 1 3 号 放棄した債権の報告について…………… 3 0

議案甲第20号

多久市特定個人情報保護条例及び多久市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(多久市特定個人情報保護条例の一部改正)

第1条 多久市特定個人情報保護条例(平成27年多久市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「総務大臣及び法第19条第7号」を「内閣総理大臣及び法第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

第39条第2項中「第38条」を「前条まで」に改める。

(多久市個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第2条 多久市個人番号の利用等に関する条例(平成27年多久市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和3年9月28日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 2 1 号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(多久市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 多久市固定資産評価審査委員会条例(昭和 2 9 年多久市条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 8 条第 5 項中「、提出者がこれに署名押印し」を削る。

(多久市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 多久市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和 2 9 年多久市条例第 3 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「署名してからでなければ」を「署名しなければ」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(多久市火入れに関する条例の一部改正)

第 3 条 多久市火入れに関する条例(昭和 5 9 年多久市条例第 1 9 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊟」を削る。

(多久市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部改正)

第 4 条 多久市中小企業融資金の貸付けに関する条例(昭和 4 1 年多久市条例第 1 9 号)の一部を次のように改正する。

第9条中「3通」を削る。

第13条中「貸付状況を多久市中小企業融資状況月報（様式第2号）により翌月10日までに市長及び保証協会に提出」を「貸付状況について翌月10日までに市長に報告」に改める。

様式第1号を次のように改める。

別紙

様式第2号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和3年9月28日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

押印の見直しのため、条例の一部を改正する必要がある。

様式第1号（第9条関係）

多久市中小企業融資申込書			
<p>多久市中小企業融資金の貸付けに関する条例に基づいて下記のとおり申込みます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>多久市長 様</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名（又は名称）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>			
金融機関名・支店			
借入金の内容	借入申込額		
	返済回数		
	借入期間	年 月 日から 年 月 日まで 据置期間 月	
	借入方法	証書貸付・手形貸付（返済期日： 年 月 日）	
	資金使途	運転資金	円
		設備資金	円
借主の状況	業種		
	業歴		
	業態	個人 ・ 株式会社 ・ 有限会社 ・ その他（ ）	
	資本金		
	従業員数		
借入申込理由			

議案甲第 2 2 号

多久市税条例の一部を改正する条例

多久市税条例（昭和 2 9 年多久市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 1 6 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 4 条第 2 項及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の多久市税条例第 2 4 条第 2 項、第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び附則第 5 条第 1 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和3年9月28日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 2 3 号

多久市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する
条例

多久市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例(平成 5 年多久市条例第 8 号)
の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

区分		児童 1 人当たりの負担金の額	
1	4 月から翌年 3 月まで (7 月及び 8 月を除く。) の平日 (月曜日から金曜日まで)	月額	4, 400 円
2	7 月の平日 (夏季休業日を除く月曜日から金曜日まで)	当該期間額	3, 000 円
3	夏季休業日 7 月の平日 (月曜日から金曜日まで)	当該期間額	2, 500 円
4	夏季休業日 8 月の平日 (月曜日から金曜日まで)	当該期間額	4, 800 円
5	8 月の平日 (夏季休業日を除く月曜日から金曜日まで)	当該期間額	1, 400 円
6	土曜日	日額	300 円
7	延長利用 (平日の午後 6 時 00 分から午後 7 時 00 分まで)	日額	100 円
備考 同一世帯から 2 人以上の児童が入会している場合、2 人目以降の児童について、区分 3、4 及び 6 (夏季休業日のみ) は半額とする。			

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 3 条関係)

区分		児童1人当たりの負担金の額	
1	夏季休業日7月の平日（月曜日から金曜日まで）	当該期間額	2,500円
2	夏季休業日8月の平日（月曜日から金曜日まで）	当該期間額	4,800円
3	冬季休業日の平日（月曜日から金曜日まで）	当該期間額	2,000円
4	学年末休業日の平日（月曜日から金曜日まで）	当該期間額	2,000円
5	春季休業日の平日（月曜日から金曜日まで）	当該期間額	2,000円
6	土曜日	日額	300円
7	延長利用（平日の午後6時00分から午後7時00分まで）	日額	100円
備考 同一世帯から2人以上の児童が入会している場合、2人目以降の児童について、区分1、2及び6（夏季休業日のみ）は半額とする。			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（負担金の額に係る経過措置）

2 この条例による改正後の多久市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定の適用については、令和4年度の負担金の額に限り、次の表の左欄に掲げる区分中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える区分	読み替えられる字句	読み替える字句
1	4,400円	2,500円
2	3,000円	1,700円
3	2,500円	1,500円
4	4,800円	3,000円

5	1, 400円	800円
---	---------	------

- 3 新条例別表第2の規定の適用については、令和4年度の負担金の額に限り、次の表の左欄に掲げる区分中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える区分	読み替えられる字句	読み替える字句
1	2, 500円	1, 500円
2	4, 800円	3, 000円
3	2, 000円	1, 200円
4	2, 000円	1, 200円
5	2, 000円	1, 200円

- 4 新条例別表第1の規定の適用については、令和5年度の負担金の額に限り、次の表の左欄に掲げる区分中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える区分	読み替えられる字句	読み替える字句
1	4, 400円	3, 500円
2	3, 000円	2, 400円
3	2, 500円	2, 000円
4	4, 800円	3, 900円
5	1, 400円	1, 100円

- 5 新条例別表第2の規定の適用については、令和5年度の負担金の額に限り、次の表の左欄に掲げる区分中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える区分	読み替えられる字句	読み替える字句
1	2, 500円	2, 000円
2	4, 800円	3, 900円
3	2, 000円	1, 600円
4	2, 000円	1, 600円
5	2, 000円	1, 600円

上記の議案を提出する。

令和3年9月28日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

放課後児童健全育成事業に係る負担金の額を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 2 4 号

多久市同和地区住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例

多久市同和地区住宅新築資金等貸付条例（昭和 6 0 年多久市条例第 2 4 号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

同和地区住宅新築資金等貸付事業が終了したため、本条例を廃止する必要がある。

議案甲第 25 号

佐賀中部広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 291 条の 3 第 1 項の規定により、佐賀中部広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 28 日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

介護保険及び消防に関する事務に共通する経費の負担割合にかかる規定の追加等に伴い、佐賀中部広域連合規約を変更する必要があるので、この案を提出する。

別紙

佐賀中部広域連合規約の一部を変更する規約

佐賀中部広域連合規約（平成11年佐賀県指令10市町村第4号許可）の一部を次のように変更する。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 介護保険に係る次の事務に関する事。

ア 被保険者の資格管理に関する事。

イ 介護認定審査会の設置及び運営に関する事。

ウ 要介護認定及び要支援認定に関する事。

エ 保険給付に関する事。

オ 介護保険事業者（介護保険施設を除く。）の指定及び指導監督に関する事（佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の規定により広域連合が処理することとされる事務を含む。）。

カ 地域支援事業及び保健福祉事業に関する事。

キ 介護保険事業計画の作成に関する事。

ク 介護保険料の賦課及び徴収に関する事。

ケ アからクまでの事務に附帯する事務に関する事。

第4条第1項第2号から第4号までを削り、同項第5号を同項第2号とし、同項第6号を同項第3号とし、同項第7号を削り、同項第8号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、同号を同項第4号とする。

別表中「第4条第1項第1号から第4号まで」を「第4条第1項第1号」に、「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第2号」に、「第4条第1項第6号」を「第4条第1項第3号」に改め、広域的な各種施設の建設等に係る調査研究

に関する事務（第4条第1項第7号に規定する事務）の項を削り、「第4条第1項第8号」を「第4条第1項第4号」に改め、備考を次のように改める。

備考

- 1 特定の市町に関係する経費等この表により難い経費の負担割合について、必要な場合は、関係市町と協議して別に基準を定めることができる。
- 2 議会等広域連合の処理事務全体に関係する共通経費の負担割合は、介護保険に関する事務の介護保険事務一般経費の負担割合とする。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和4年度の関係市町の負担金から適用する。

議案甲第 26 号

多久市過疎地域持続的発展計画について

多久市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 28 日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

過疎地域の持続的発展を図る基本方針を定めるため、この案を提案する。

議案乙第27号

令和2年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度多久市一般会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付した
たので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和3年9月28日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 28 号

令和 2 年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 2 年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 3 年 9 月 28 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第29号

令和2年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和2年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和3年9月28日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 30 号

令和 2 年度多久市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

令和 2 年度多久市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 3 年 9 月 28 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第31号

令和2年度多久市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和2年度多久市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和3年9月28日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 3 2 号

令和 2 年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 2 年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 3 年 9 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第33号

令和2年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和2年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和3年9月28日

多久市長 横尾俊彦

議案乙第 3 4 号

令和 2 年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

令和 2 年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 3 年 9 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第35号

令和2年度多久市病院事業会計決算の認定について

令和2年度多久市病院事業会計決算については、監査委員の審査に付したの
で、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和3年9月28日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 3 6 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 3 年度多久市一般会計補正予算（第 4 号）について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 3 年 9 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

令和 3 年度多久市一般会計補正予算（第 4 号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度多久市一般会計補正予算（第4号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和3年6月28日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第 37 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度多久市一般会計補正予算（第 5 号）について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 3 年 9 月 28 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

令和 3 年度多久市一般会計補正予算（第 5 号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度多久市一般会計補正予算（第5号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和3年8月16日

多久市長 横 尾 俊 彦

報告第 1 3 号

放棄した債権の報告について

多久市債権管理条例（平成 3 0 年多久市条例第 4 号）第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について、別紙調書のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

別紙

債権放棄調書

債権放棄年月日：令和3年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
診療費	第5号該当 (時効期間満了)	2人	2件	118,380円	時効 3年
	平成28年度	2人	2件	118,380円	
	計	2人	2件	118,380円	

※合計人数のうち実人数は2人